

「建設工事指名業者等選定要綱第5条第5項の  
選定基準に係る留意事項」の運用について

平成5年9月30日制定  
平成7年7月17日一部改正  
平成8年4月1日一部改正  
平成9年4月1日一部改正  
平成10年4月1日一部改正  
平成11年4月1日一部改正  
平成12年4月1日一部改正  
平成13年4月1日一部改正  
平成15年4月1日一部改正  
平成17年4月1日一部改正  
平成18年4月1日一部改正  
平成19年10月1日一部改正  
平成20年4月1日一部改正  
平成22年4月1日一部改正  
平成23年4月1日一部改正  
平成24年6月1日一部改正  
平成25年3月1日一部改正  
平成28年6月1日一部改正  
令和元年6月1日一部改正  
令和元年8月1日一部改正  
令和元年10月1日一部改正  
令和2年7月1日一部改正  
令和2年10月1日一部改正  
令和3年4月1日一部改正  
令和3年8月1日一部改正

## 1 共通事項

- (1) 指名しないこととする期間は、この規定に別段の定めのない限り、当該状況が継続している期間中とし、当該状況が改善されたと認められる場合は、指名業者として選定して支障ないものであること。
- (2) 関係行政機関等又は警察当局から通報等を受けた機関は、関係機関に対して速やかに情報を提供すること。
- (3) 工事实績の把握については、経営事項審査結果の内容及び当該発注機関における随時の把握によるもののほか、電算システム（事務管理総合システム及び発注者支援のためのデータベースシステム等）が活用可能な発注機関にあっては、当該電算システムによる把握を基本とする。

## 2 不誠実な行為の有無

- (1) 留意事項2に係る事実が判明した場合には、当該発注機関は、当該事実を当該発注機関内の関係課に周知するとともに、建設業者等指名除外要綱（以下「指名除外要綱」という。）第6項に定める手続により、遅滞なく建設産業課まで報告すること。

建設産業課は、報告に基づき遅滞なく指名除外措置の要否について検討するとともに、必要に応じて、指名除外措置を行うか否かの決定がなされるまでの間当該資格者を指名しないこととするよう他の関係機関への周知を行う。

この場合において、当該資格者に対し現に指名の通知を行っている発注機関は、選定要綱第5条第6項の規定により指名を取り消すこと。

- (2) 留意事項2(2)①は、原則として、技術者配置違反等について工事請負契約約款に基づく是正措置請求を行ったにもかかわらず、改善が認められない場合とする。また、受注者の責めに帰すべき事由による工事遅延等も、これに当たるものとする。

- (3) 県発注工事における下請負の制限基準の規定による下請制限の期間中である者が資格者となったときは、当該資格者は、当該下請制限の期間が満了するまでの間留意事項2(3)に当たっているものとする。

### 3 経営状況

不渡手形を2回発行した場合は、指名除外に該当するが、その他の場合であっても、取引停止事実や不渡情報等を得た場合当該業者に対し事実確認の上、経営状態が著しく悪化していると認められる場合は、受注者として適当であるかどうか判断すること。

### 4 工事成績

- (1) 建設産業課長は、2年間の平均点が連続して60点を下回るようになった業者に対して留意事項4(1)に該当することとなったため指名しないこととする旨を通知するとともに、当該業者名を各部局を通じて各発注機関に通知する。
- (2) 指名理由の記載において、建設工事入札参加資格者名簿に表示している業種毎の平均工事成績点を使用することを可能とする。

### 5 手持工事の状況

手持工事については、1に掲げる把握方法により、当該発注機関で把握できる範囲で確認すること。

また、当該業者の手持工事契約額と年間平均完工高との比較等により判断すること。

### 6 工事についての技術的適性

- (1) 発注工事の請負対象設計金額が8,000万円以上の場合において、施工実績などの判断によって一般建設業許可の業者を選定する時には、建設業法等の法令遵守が徹底されるよう配慮すること。
- (2) 請負金額が4,000万円以上(建築一式工事の場合は、6,000万円以上)の工事について、一般建設業許可の業者と契約を締結する際には、4,000万円以上(建築一式工事の場合は、6,000万円以上)は下請に出さない旨の誓約書(別記様式第1号)を徴すること。
- (3) 留意事項第6項ただし書に該当する事態が生じた場合は、その都度別記様式第3号により速やかに建設産業課に協議すること。

### 7 安全管理及び労働福祉の状況

- (1) 雇用労働条件の改善や安全確保対策については、受注者の指導にも十分留意すること。
- (2) 「安全管理成績が特に優良であると認められる場合」とは、概ね過去2年間に於いて、労働災害事故等が生じていない場合とし、その把握は、最新及びその直前期の経営事項審査の総合評定値通知書における工事安全成績(業務災害死亡者の数及び業務災害負傷者の数)によること。
- (3) 「建設業退職金共済又は中小企業退職共済に加入、契約履行していると認められる場合」の確認は、最新の経営事項審査の総合評定値通知書又は「建設業者の経営に関する事項の審査の結果一覧」によること。
- (4) 留意事項7(安全管理及び労働福祉の状況)1(3)に係る事故が発生した場合の

発注機関及び建設産業課の対応は、本規定の「2 不誠実な行為の有無(1)」の場合と同様とする。

## 8 同種工事についての経験

留意事項8(1)の趣旨は、指名選考にあたり、「同種工事」の施工実績等を考慮する場合において、施工件数の多寡を考慮することを可能とするものである。

## 9 技術者の状況

(1) 各業者の技術者の状況及び他工事との重複配置等について、電算システム（入札事務合理化システム及び発注者支援のためのデータベースシステム等）の活用等により、当該発注機関で把握できる範囲で確認することを基本とし、必要に応じ当該業者に対し技術者の保有状況について確認すること。

(2) 当該発注機関で把握した範囲において、当該業者の全ての主任技術者又は監理技術者（すでに、専任で配置されている技術者を除く。）が、次のア又はイに掲げる技術者又は現場代理人（以下「現場代理人等」という。）として、5件以上の工事（下請契約の場合を含む。）に配置されていると認められる場合には、当該業者は指名しないものとする。

ア 500万円以上3,500万円未満（建築一式工事については、1,500万円以上7,000万円未満）の建設工事（災害復旧工事を除く。）の主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）

イ 災害復旧工事以外の工事の現場代理人

(3) 建設工事請負契約約款第10条に規定する現場代理人及び主任技術者等指名（変更）届を受理する際には、次のア又はイの区分に従い、ア又はイにそれぞれ定める誓約書を徴すること。

ア 公告（入札条件）において配置技術者に専任を求めている工事

配置技術者が、他の工事（本件工事に関して建設業法施行令（昭和38年政令第273号）第27条第2項が適用される工事及び監理技術者補佐を求めている工事を除く。）について主任技術者等として配置されていないこと等を記載した誓約書（別記様式第2号の1）

イ 公告（入札条件）において配置技術者に専任を求めていない工事

配置技術者が、請負代金の額が500万円以上3,500万円未満（建築一式工事については、1,500万円以上7,000万円未満）の工事について、主任技術者等として5件以上兼務していないこと（災害復旧工事を除く。）等を記載した誓約書（別記様式第2号の2）

## 10 工事に係る設計業務等の受託者との関係性

把握に当たっては、設計等業務の受託者に対し、その大口出資者及び役員就任状況を確認することを基本とする。

誓 約 書

令和 年 月 日

(契約担当職員)様

受注者 住所  
氏名

(工 事 名)の施工に関し、総額として4,000万円以上(建築一式工事の場合は、6,000万円以上)下請契約を締結しないことを誓約します。

## 誓 約 書

令和 年 月 日

(契約担当職員) 様

受注者 住所  
氏名

(工事名 )の施工に関し、主任技術者(監理技術者)として専任で配置する(配置技術者氏名)は、経營業務の管理責任者又は専任技術者のいずれでもありません。

また、配置技術者は次の1から6の要件(以下「配置要件」という。)を満たしていること及び本件工事に配置する期間に、配置要件に抵触することとなる他の工事に技術者又は現場代理人(以下「主任技術者等」という。)として配置しないことを誓約します。

- 他の工事の監理技術者として配置していないこと(配置技術者が監理技術者の場合は、監理技術者補佐をそれぞれの工事に専任でおくときは兼務できる件数は2件までとする。以下同じ。)
- 本件工事に係る下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)以上となる場合は、監理技術者として専任で配置できること
- 本件工事に係る下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)以上となる場合又は本件工事の予定価格に消費税及び地方消費税を加算した金額が8,000万円以上である場合(災害復旧工事を除く。),他の工事の主任技術者等として配置していないこと
- 他の工事(本件工事に関して建設業法施行令(以下「施行令」という。)第27条第2項が適用される工事を除く。)について主任技術者等として配置していないこと
- 施行令第27条第2項が適用される工事にあつては、本件工事を含め災害復旧工事がない場合は4件又は本件工事を含め災害復旧工事がある場合は6件以上の公共工事の主任技術者等として配置していないこと
- 主任技術者等として管理する工事の施工箇所は、全て同一の市町内(安芸郡4町については安芸郡内)又は施行令第27条第2項が適用される工事にあつて災害復旧工事を含む場合は全ての工事箇所の間隔が25km程度若しくは災害復旧工事を含まない場合は全て同一の市町内(安芸郡4町については安芸郡内)かつ工事箇所の間隔が15km程度であること

なお、配置予定技術者及びその他の状況は次のとおりです。

- (配置技術者氏名)が現在上記5に係る主任技術者等として担当している工事

発注者名	工事名(工事箇所)	請負金額 (単位:万円)	配置役職	工 期

- 本件工事の施工に関する下請負契約の見込み

下請負業者名	工事内容	金 額
合 計		

- 連絡体制

配置技術者の緊急連絡先

受注者の代表者の緊急連絡先

## 誓 約 書

令和 年 月 日

(契約担当職員)様

受注者 住所  
氏名

(工事名 )の施工に関し、主任技術者として配置する(配置技術者氏名)は、経營業務の管理責任者又は専任技術者のいずれでもありません。

また、配置技術者は次の1から5の要件(以下「配置要件」という。)を満たしていること及び本件工事に配置する期間に、配置要件に抵触することとなる他の工事に技術者又は現場代理人(以下「主任技術者等」という。)として配置しないことを誓約します。

- 1 他の工事の監理技術者として配置していないこと
- 2 請負代金の額が500万円以上3,500万円未満(建築一式工事については1,500万円以上7,000万円未満)の工事について、主任技術者等として5件(本件工事、災害復旧工事及び道路維持修繕業務委託に係る件数を除く。)以上兼務していないこと
- 3 建設業法施行令(以下「施行令」という。)第27条第2項が適用される工事にあつては、本件工事を含め災害復旧工事がない場合は4件又は本件工事を含め災害復旧工事がある場合は6件以上の公共工事の主任技術者等として配置していないこと
- 4 請負代金の額が3,500万円以上(建築一式工事については7,000万円以上)で施行令第27条第2項が適用されない工事の主任技術者等になっていないこと
- 5 主任技術者等として兼務又は管理する工事の施工箇所は、請負代金の額が3,500万円未満(建築一式工事については7,000万円未満)の災害復旧工事を除き全て同一の市町内(安芸郡4町については安芸郡内)又は施行令第27条第2項が適用される工事にあつて災害復旧工事を含む場合は全ての工事箇所の間隔が25km程度若しくは災害復旧工事を含まない場合は全て同一の市町内(安芸郡4町については安芸郡内)かつ工事箇所の間隔が15km程度であること

なお、(配置技術者氏名)が2又は3に係る主任技術者等として担当している工事の状況は現在次のとおりです。

発注者名	工事名(工事箇所)	請負金額	配置役職	工期

(連絡体制)

配置技術者の緊急連絡先

受注者の代表者の緊急連絡先

# 誓 約 書

令和 年 月 日

（契約担当職員）様

受注者 住所  
氏名

（工事名 ）の施工に関し、監理技術者補佐として専任で配置する（配置技術者氏名）は、経營業務の管理責任者又は専任技術者のいずれでもありません。  
また、他の工事に技術者又は現場代理人として配置しないことを誓約します。

（連絡体制）

配置技術者の緊急連絡先

受注者の代表者の緊急連絡先

令和 年 月 日

建設産業課長様

長

「建設工事指名業者等選定要綱」第5条第5項の選定基準に係る留意事項の第6号ただし書き（第11号ただし書き）の適用について（協議）

次の工事について、「建設工事指名業者等選定要綱」第5条第5項の選定基準に係る留意事項の第6号ただし書き（第11号ただし書き）を適用したいので、協議します。

工事名			
工事の概要			
施工箇所			
工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
業種		対象ランク	
対象業者名			
適用理由			

注) 適用条文の箇所については、不必要な文字を二重線で消去すること。